

大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的な防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせる犯罪のない地域社会の実現を図るため、防犯カメラを新たに設置する自治会等に対し交付する大分市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 地域における犯罪の抑止及び公共の安全の維持を目的として、不特定多数の者が利用する国道、県道、市道等の公道（以下「公道」という。）を撮影する映像記録装置その他関連機器で構成される機器をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 商店街の保安、振興等を目的とするもの

イ マンション、アパート、住宅等の出入り口、駐車場等の私有財産の管理に供せられる場所の撮影を目的とするもの

(2) 自治会等 自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体及びPTAをいう。

(3) PTA 大分市立小学校設置条例（昭和39年大分市条例第37号）に規定する小学校、大分市立義務教育学校設置条例（平成28年大分市条例第30号）に規定する義務教育学校又は大分市立中学校設置条例（昭和39年大分市条例第3

8号)に規定する中学校(以下「小中学校等」という。)において、児童又は生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者及び教職員をもって組織する団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、公道における防犯カメラの設置であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱に係る防犯カメラの設置及び運用に関する基準(令和元年8月1日施行)を遵守したものであること。
- (2) 撮影する映像のうち、当該映像のおおむね3分の2(周辺の建物の形状その他市長が認めるときは、2分の1)以上が公道であること。
- (3) 当該校区内において、教育委員会が指定する小中学校等の通学区域に設置するものであること(P T Aが設置する場合に限る。)
- (4) 当該年度内に完了できるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 映像撮影機器、映像記録装置その他防犯カメラシステムを構成する機器及び防犯カメラを設置する支柱の購入及び設置に要する経費
- (2) 防犯カメラを設置したことを証する表示板等(以下「表示板等」という。)の購入及び設置に要する経費

(3) 電力会社等に対する事務手数料

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

(1) 既存の設備の更新及び撤去に要する経費

(2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費

(3) 防犯カメラシステムの維持又は管理に要する経費（電気料金及び賃借に要する経費を含む。）

3 第1項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経費の合計額から当該補助金等の限度額に対応する補助対象経費の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、500,000円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 防犯カメラ設置に係る見積書（補助対象経費が20万円以上の場合にあつては2社、50万円以上の場合にあつては3社以上の見積書）の写し
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (5) 防犯カメラを設置する場所、撮影範囲及び表示板等を示した位置図
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾書の写し
- (7) 防犯カメラに係る管理及び運用について定めたものの写し
- (8) 防犯カメラを設置する地域の合意形成がされたと分かる書類（総会議事録、設置箇所周辺の地域住民の同意書等）の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行った上で、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市防犯カメラ設置事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市防犯カメラ設置事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大分市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行った上で、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し

の部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めらるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大分市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 団体名
住 所
代表者
連絡先

大分市防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象経費 _____ 円
- 2 補助金交付申請額 _____ 円
- 3 防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 防犯カメラ設置に係る見積書（補助対象経費が20万円以上の場合にあっては2社、50万円以上の場合にあっては3社以上の見積書）の写し
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (5) 防犯カメラを設置する場所、撮影範囲及び表示板等を示した位置図
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾書の写し
- (7) 防犯カメラに係る管理及び運用について定めたものの写し
- (8) 防犯カメラを設置する地域の合意形成がされたと分かる書類（総会議事録、設置箇所周辺の地域住民の同意書等）の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

大分市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市防犯カメラ設置費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助対象経費 _____ 円
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 対象防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 補助の条件

大分市防犯カメラ設置事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 団体名
住 所
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市防犯カメラ設置費補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 補助対象経費	変更前	_____円
	変更後	_____円

3 補助金交付申請額	変更前	_____円
	変更後	_____円

4 添付書類

大分市防犯カメラ設置事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市防犯カメラ設置事業に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日及び通知書番号 年 月 日
第 号
- 2 変更後の補助対象経費 _____円
- 3 変更後の補助金交付決定額 _____円
- 4 補助の条件

大分市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 団体名
住 所
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市防犯カメラ設置費補助金については、その事業を完了したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助対象経費 _____ 円
- 3 防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 添付書類
- (1) 収支決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

大分市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市防犯カメラ設置費補助金について、その額を次のとおり確定したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金の交付確定額

_____ 円

年 月 日

大分市防犯カメラ設置費補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 団体名
住 所
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市防犯カメラ設置費補助金について、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 振込先

		銀行・信用金庫・信用組合・ 労働金庫・農業協同組合					支店 出張所	
普通口座	口座番号							
フリガナ								
口座名義								

委 任 状

年 月 日

大分市長 殿

大分市防犯カメラ設置費補助金の受領に関する権限を次のとおり委任します。

[委 任 者] 団体名
住所
代表者名
連絡先

[受 任 者] 団体名
住所
代表者名
連絡先

なお、指定口座は、上記請求書の指定口座に記載された内容と相違ありません。